

行政文書公開決定等審査報告書

令和6年11月18日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和6年8月27日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業における市職員、税理士、再開発コーディネーターと神奈川県との担当者間で行われた事前説明の打ち合わせにつき 1. 打ち合わせの内容を記録する文書（起案用紙を含む。） 2. 打ち合わせの日時を指定するやり取りが確認できるもの ただし、令和2年12月25日以前に行われたものに限る。
審 査 の 結 果	一部公開決定とした原処分判断は妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和6年6月10日、審査請求人は、大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業における市職員、税理士、再開発コーディネーターと神奈川県を担当者間で行われた事前説明の打ち合わせ（以下「本件打ち合わせ」という。）につき、起案用紙を含む打ち合わせの内容を記録する文書（以下「請求①」という。）及び打ち合わせの日時を指定するやり取りが確認できるもの（以下「請求②」という。）を対象とし、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号。以下「条例」という。）第5条に基づき情報公開請求（以下「原請求」という。）をした。
- 2 同年7月3日、原請求につき、実施機関による一部公開決定【令和6年度大和市指令第1001号】（以下「原処分」という。）がなされた。
- 3 実施機関による原処分の内容は、請求①に対しては対象文書が存在しないことを理由に非公開とし、請求②に対しては「令和2年度支出命令書（兼執行伺書兼支出負担行為書）」及び「（別紙）明細書」と題する文書（以下「本件公開文書」という。）を特定の上、旅費の振込先に関する金融情報を条例第7条第1号が規定する非公開情報（個人に関する情報）に該当するとして非公開とし、これ以外の情報につき公開したものである。
- 4 同年7月4日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

- 1 主位的請求として、請求②につき実施機関は、大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業における市職員、税理士、再開発コーディネーターと神奈川県を担当者間で行われた事前説明の打ち合わせにつき、打ち合わせの日時を指定するやり取りが確認できるものを公開せよ。
- 2 予備的請求として、請求②につき原処分を取り消し、公開することができない部分及び理由を付記した行政文書非公開決定通知書に変更せよ。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書における主張

ア 請求②の対象文書とは、「打ち合わせの日時を指定するやり取りが確認できるもの」であることから、その該当性は、本件打ち合わせに参加する神奈川県を担当者や税理士、再開発コーディネーターとの間で行われた日時調整に関する電子メールや電話連絡におけるメモを含む記録であるところ、本件公開文書は単に、実施機関の職員が令和2年11月5日に神奈川県庁に出張した費用を確認するに留まり、請求②の対象文書とは齟齬することから、実施機関は審査請求人に対して請求②の対象文書を公開する義務を負う。仮に、審査請求人が指定する趣旨の行政文書が存在しないのであれば、本件一部公開決定を取り消しするとともに、非公開決定の処分をすべきである。

イ なお、仮に、本件公開文書が、請求②の対象文書と特定できる場合であっても、本件公開文書には決裁印や領収印がないのであるから、情報公開制度に照らし、適法ないし適正な行政文書と特定し辛いことを付言するものである。

(2) 反論書における主張

ア 本件公開文書の記載事項から、仮に、令和2年11月5日に実施機関の職員が神奈川県庁に出張した事実が確認できるとしても、その事実は、本件打ち合わせの日時が令和2年11月5日であることを公証するに留まり、審査請求人が求める「打ち合わせの日時を指定するやり取りが確認できるもの」には該当しない。

すなわち、請求②の趣旨とは、打ち合わせの日時を特定する文書を求めるものではなく、関係者間において、本件打ち合わせが行われたとする令和2年11月5日を、誰が、どのような方法により決したかを確認できる文書を求めるものであるから、例えば電子メールにおいて調整するのであれば、該当する電子メールが対象文書となり、電話連絡での調整であれば、メモ書きを含む当該電話のやり取りを記録した文書が対象文書となる。

また、電話連絡において、記録等を残していない場合には、対象文書不存在を理由に非公開決定とすべきものである。

イ 実施機関は、支出命令としての決裁印がないものであっても本件公開文書を請求②の趣旨に沿うものとして特定し原処分をしたものであるが、本件公開文書が出張に対応する支出命令書であるにもかかわらず、本件公開文書とは別に、決裁印のある正式な「支出命令書（兼執行伺書兼支出負担行為書）」が存するという二重会計処理等の不適正を事由として、本件公開文書は大和市行政文書管理規則第2条第1号柱書にいう行政文書には該当しないものなのである。

2 実施機関の主張の要旨

(1) 原処分において、請求②の趣旨を考慮した上で、打ち合わせ日時の記載がある本件公開文書を適切に特定している。

(2) 本件公開文書に決裁印がないことについて、本件公開文書が行政文書に該当することに加え、原請求の内容が支出命令書そのものではなく、あくまで「打ち合わせの日時を指定するやり取りが確認できるもの」であり、実施機関の職員が神奈川県庁を訪問した日時を明らかにすることが請求②の趣旨と考えられる。

よって、支出命令書としての決裁印がないものであっても、本件公開文書を請求②の趣旨に沿うものとして特定したものである。

第4 当審査会の判断

1 判断枠組み

本件において、審査請求人の主張が、原処分における対象文書の特定に関するものであることから、本件の争点は、実施機関が請求②の対象文書として本件公開文書を特定したことの合理性の有無であり、以下検討する。

2 情報公開請求に係る行政文書の特定について

情報公開請求に係る行政文書の特定に関して、条例上、情報公開請求は要式行為とされ、「公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を情報公開請求書の必要的記載事項とする（第6条第1項第2号）。この規定の趣旨は、当該記載を基に実施機関において公開請求に係る行政文書を他の行政文書と識別した上で、公開請求に係る行政文書の存否の判断や、非公開事由の有無の判断などを適切に実施できるようにする点にあると解する。

このような規定の趣旨から、公開請求に係る行政文書の最終的な特定は、実施機関による情報公開請求書の記載に係る合理的な解釈に委ねられるところであり、合理的な解釈の範囲内であれば、当該特定の合理性が認められ、公開決定等の処分は妥当となる。

そこで、本件公開文書を特定したことが、請求②の合理的な解釈の範囲内かについてみていく。

なお、審査請求人は、本件公開文書に決裁印がないことから行政文書に該当しない旨主張するが、次に述べるようにこの主張は採用することができない。

条例において、情報公開請求の対象となるのは行政文書であり（第5条）、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書であって、いわゆる組織的共用性を備えたものをいうのであるが（第4条第2号本文）、これは組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上の必要性から利用、保存している状態にあるものを意味するのであるから、決裁、供覧という事案処理手続の終了は行政文書の要件となるものではない。

そうであるとすると、実施機関が業務上の必要性から現に保有している本件公開文書には、組織的共用性が認められるところ、行政文書ということでき、上述の結論のとおりとなる。

3 請求②の合理的な解釈について

請求②は、本件打ち合わせの「日時を指定するやり取りが確認できるもの」を内容とするものであり、本件公開文書は、本件打ち合わせの日時自体が明記されているが、本件打ち合わせに係る当事者間での日時の指定のやり取り自体に関するものではない。

この点、「市民の知る権利を尊重」することをその旨とする条例第1条の目的からすれば、特定に当たっては、可能な限りその範囲を広く解すべきところ、請求②の内容からは、本件打ち合わせの日時自体が明らかになる文書を対象とする趣旨も含むので、実施機関は、請求②について、本件打ち合わせの日時自体を特定する文書の請求である可能性と、日時を特定するためのやり取りに係る文書の請求である可能性の二つを含んだものとして対応することが求められることになる。

ところで、本件の審理に現れた一切の事実によれば、実施機関は当事者間での連絡記録やメール等のやり取り自体に関する文書を保有していないことが認められる。したがって、このような状況においては、実施機関が本件公開文書を請求②の対象文書とし

て特定して公開決定したこと自体は、条例の趣旨に反するものではないと見るべきである。

そうであるとする、実施機関が本件公開文書を請求②の対象文書としたことも請求②の合理的解釈の範囲内とすることができるのであり、本件公開文書を特定したことに合理性が認められる。

4 付言

もっとも、本市の情報公開制度においては、情報公開請求書に形式上不備がある場合の補正の求めについて定めがあり（条例第6条第2項）、条文上、「補正を求めることができる」と規定されていることから、情報公開請求の対象文書の特定に関して、上述した本件の請求②のように、本来当該請求に複数の解釈が可能である場合には、請求者に補正を求める等、より請求者の意に沿った対象文書の特定に努めるよう、当審査会として付言するものである。

5 結論

以上のとおりであるから、本件の争点に関し、実施機関が請求②の対象文書として本件公開文書を特定したことの合理性が認められるところ、一部公開決定とした原処分判断は妥当である。

第5 審査の経過

令和6年8月27日 諮問

同年9月 6日 第一回審議（同日結審）